

千葉市国際会議開催補助制度のご紹介

千葉市での国際会議開催を支援します！

最大500万円（県市協調補助で**最大2,000万円**）の補助金交付と（公財）ちば国際コンベンションビューロー（CCB-IC）の支援メニューにより、国際会議の開催支援体制がさらに充実します。

1 交付額及び補助限度額

1. 交付額

- 補助額は以下に掲げる経費の50%以内とし、2. の表に定める額を限度とします。

①会場借上費、②会場設営及び撤去費、③機材関係費（音響、映像及び通訳機材に限る）、④外国人招聘費（渡航費及び宿泊費に限る）

2. 補助限度額

会議参加者要件		①市単独補助	②県市町村 協調補助	③県単独補助	合計額 ①+②+③
総参加者数	外国人参加者数				
1,200人以上	120人以上	500万円	500万円	1,000万円	2,000万円
600人以上1,200人未満	120人以上	375万円	375万円	750万円	1,500万円
300人以上600人未満	120人以上	300万円	300万円		600万円
100人以上300人未満	40%以上	300万円	300万円		600万円

- ②の制度は、千葉市が交付した補助金と同額を、千葉県が上乗せ補助をする制度です。
- 上記表には**CCB-IC**の制度による補助額は含まれていません。

2 対象となる会議の条件

- 上記表の会議総参加者及び外国人参加者の基準を満たす会議
- 会期3日以上、参加国数5カ国以上の会議
- 開催地が未決定の会議
- 国又は地方公共団体の主催ではないこと。
- 政治的、宗教的又は専ら営利的な目的の会議ではないこと。
- 千葉県が設置する国際会議開催補助金審査会の審査を経て、県補助金制度の登録を受けていること。

3 申請の手続き

- 補助対象の登録申請（千葉県から補助対象会議として登録を受けた後すみやかに）
- 交付申請（会議開催の30日前までに）
- 実績報告（会議開催後すみやかに）
- 補助金交付請求（交付額確定後すぐに）

※ 申請にあたっては、必ず（公財）ちば国際コンベンションビューローにお問い合わせください。